

平成29年労第441号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡母（以下「被災者」という。）は、Aクリーニングを営んでいたが、平成〇年〇月〇日、同店を会社B（以下「会社」という。）に売却し、そのまま会社の従業員として同C店（以下「事業場」という。）においてクリーニングの受付・接客業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、請求人である長女宅に帰宅し、入浴中に突然倒れ、D病院に救急搬送されたが、同病院で死亡が確認された。死体検案書には、「死亡年月日時分 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、「直接死因 クモ膜下出血」、「死因の種類 病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、嘆願書を提出し、被災者は所定労働時間で帰ることができなくなったことなど過酷な労働環境にあった旨主張する。

そして、これを根拠付ける資料として、E作成の「平成〇年〇月から同年〇月〇日まで被災者は、F町のC店に当時定休日の木曜日以外休まず朝9：00～夜20：00まで働いていました。」との記載のある平成〇年〇月〇日付け申立書も提出するが、Eは、同申立書に署名した覚えはなく、その内容は分からないと申述し、同人の妻のGは、請求人に依頼されて夫の名前で上記申告書に署名したが、文面は最初から記載されていたものであり、その内容の真偽は分からないと申述しており、他に請求人の上記主張事実を裏付ける客観的な資料は存在しない。

また、被災者の就業状況等に関する会社及び事業場関係者の申述に不自然な点を認めることはできない。

これらの諸点に鑑みると、請求人の上記主張は採用することができず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者が短期間及び長期間の過重業務に従事したものと認められないものと判断する。

したがって、被災者に発症した疾病は、業務に起因して発症したものと認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものと認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。